

NPO 等と連携したこどもの居場所づくり支援モデルに係る
宝塚市メタバース活用居場所事業

提案募集要項

令和8年（2026年）6月
宝塚市教育委員会

目 次

1	趣旨	3
2	企画提案募集の概要	3
3	応募資格	3
4	参加申請の提出	4
5	質疑応答（参加申請）	5
6	質疑応答（仕様書）	5
7	提案書の提出	6
8	留意事項	6
9	提案上限額	6
10	提案募集及び契約までのスケジュール	7
11	応募に要する費用	7
12	選定方法	7
13	結果の通知	8
14	優先交渉権者決定後の取り扱い	8
15	配付資料	8
16	失格条項	9
17	その他	9

1 趣旨

本プロポーザル募集要項は、メタバース活用居場所事業において、事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

企画提案者は、この本募集要項の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出すること。

※ ここでいうメタバース活用居場所事業とは、教育支援センター（CoCo たからづか・Pal たからづか）、若者カウンセリング（ルート Pal）や他機関への通室が困難な不登校児童生徒等（小学校第1学年から18歳まで）を対象に、メタバース空間（仮想空間）を活用した参加しやすい居場所を提供することにより、対面型の教育支援センターへの段階的な参加につなぐとともに、義務教育卒業後の若者向け支援への切れ目ない接続を図ることを目的とした事業をいう。あわせて、本事業は令和8年度における実証実験として実施し、メタバースを活用した不登校児童生徒等への支援の効果と課題を検証することで、本市における今後の支援体制のあり方を検討するものである。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市メタバース活用居場所事業

(2) 募集内容

宝塚市メタバース活用居場所事業において、透明性及び競争性を確保し、適正かつ円滑な運用を行う事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、「1 趣旨」に沿った提案を募集するものである。

(3) 提出先

宝塚市教育委員会 学校教育部 教育支援課

〒665-0827 宝塚市小浜1丁目2番1号

TEL：0797-87-1718

FAX：0797-85-2282

電子メール：m-takarazuka0115@city.takarazuka.lg.jp

担当：メタバース事業担当

3 応募資格

- (1) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- (3) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 提案事業者自身、又は提案事業者に所属する事業所が、ISO/IEC27001認証を取得していること。
- (6) 令和8年4月1日現在、以下の要件を満たすこと。
 - ・国税及び地方税（宝塚市税を含む）を滞納していないこと。
 - ・日本国内の自治体又は教育機関等において、メタバース空間を活用した不登校児童生徒等への

居場所支援、又はこれに準ずる運営支援の実績があること。

4 参加申請の提出

本事業に参加しようとするものは、次の申請書類を提出期限までに提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後3時まで

(2) 提出書類

提出書類	様式	数量	備考
参加申請書	様式1	1ファイル (PDF)	代表者印は不要とする。
会社概要書	様式2	1ファイル (Excel)	会社概要の資料を提出すること。
運営実績調書	様式3	1ファイル (Excel)	実績を記載したものを提出すること。 (匿名の記載については評価対象外となるため、注意すること。)
セキュリティ認証の写し	任意	1ファイル (PDF)	ISO/IEC27001 認証を証明する使用許諾書の写しもしくは登録証の写しを提出すること。
体験用アカウント情報	任意	一式	メタバース空間を体験可能な環境を準備すること。URL、審査委員用アカウント6名分、デモンストレーション操作手順書等。
登記事項証明書	—	1ファイル (PDF)	写しを提出すること。※宝塚市入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要。
法人税及び消費税の納税証明書	納税証明様式 (その3の3)	1ファイル (PDF)	写しを提出すること。令和8年1月1日以降に取得したもの。※宝塚市入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要。
法人市民税・固定資産税の納税証明書	—	1ファイル (PDF)	宝塚市に事業所を有する場合、写しを提出すること。令和8年1月1日以降に取得したもの。※宝塚市入札参加資格者名簿に登載されている場合は提出不要。

(3) 提出先

「2 (3) 提出先」の電子メールアドレス宛

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市メタバース活用居場所事業 参加申請【事業者名】」とすること。

(5) 提出方法

- ・参加申請書とセキュリティ認証の写しを PDF ファイルで送信すること。
- ・会社概要と運営実績調書は記入した Excel ファイルをメールにて送信すること。
- ・到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(6) 参加審査結果通知

参加申請されたすべての提案事業者に対し、令和8年7月13日（月）午後3時までに審査結果を電子メールにて通知する。

5 質疑応答（参加申請）**(1) 質疑期限**

令和8年7月6日（月）午後3時まで

(2) 提出先

「2 (3) 提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書（様式4）の写しを、PDF ファイルで送信すること。また、質問書（様式4）の Excel ファイルを送信すること。
- ・添付ファイルが合計20MBを超える場合は、ファイル転送サービス等を使用すること。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市メタバース活用居場所事業 参加申請質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

回答は、令和8年7月8日（水）までに随時、質疑の送信メールアドレス宛に個別に行うものとし、市ホームページに全ての質問内容及び回答を掲載する。なお、質疑を行った事業者は公表しないものとする。

6 質疑応答（仕様書）**(1) 質疑期限**

令和8年7月17日（金）午後3時まで

(2) 提出先

「2 (3) 提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書（様式4）の写しを、PDF ファイルで送信すること。また、質問書（様式4）の Excel ファイルを送信すること。
- ・添付ファイルが合計20MBを超える場合は、ファイル転送サービス等を使用すること。

- ・ファイルにパスワードを設定する際は zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市メタバース活用居場所事業 仕様書質疑【事業者名】」とすること。

(5) 回答方法

回答は、令和8年7月21日（火）までに随時、参加資格を有する提案事業者に対して、全ての質問内容及び回答を参加申請書（様式1）に記載された電子メールアドレス宛に送信するものとする。質疑を行った事業者名は原則として公表しないものとする。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月24日（金）午後3時必着

(2) 提出書類・必要部数

別添「提案書等作成要領」を参照すること。

(3) 提出方法

「2 (3) 提出先」宛に電子メールにて提出すること。

提出期限を過ぎた場合は参加を辞退したものとみなす。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはしない。

(4) 提案書の様式及び内容

別添「提案書等作成要領」を参照すること。

8 留意事項

- (1) 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、提出期限までで、かつ宝塚市が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 提出書類に関する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。なお、返却は行わないものとする。
- (4) 提出書類の内容について、宝塚市より問い合わせを行う場合がある。

9 提案上限額

総額 金1,000,000円（税込）

- ・消費税は10%で計算すること。
- ・本業務の契約期間は契約締結日から令和9年3月31日までとする。
- ・提案上限額を超えた場合は失格となる。

10 提案募集及び契約までのスケジュール

年月日	時刻	内容
令和8年6月下旬		補正予算議決（6月議会）
令和8年7月2日（木）		提案募集要項の公告
令和8年7月2日（木）～ 7月6日（月）	～最終日午後3時まで	質疑受付（参加申請）
令和8年7月8日（水）		質疑（参加申請）に対する回答
令和8年7月10日（金）	午後3時まで	参加申請期限
令和8年7月13日（月）	午後3時までに通知	参加申請審査結果通知
令和8年7月13日（月）～ 7月17日（金）	～最終日午後3時まで	質疑受付（仕様書）
令和8年7月21日（火）		質疑（仕様書）に対する回答
令和8年7月24日（金）	～最終日午後3時必着	提案書提出期限
令和8年8月18日（火）～ 令和8年9月1日（火）	時間は提案事業者数に応じて決定する	審査会（提案説明会・デモンストレーション・プレゼンテーション）
令和8年9月8日（火）		審査結果通知・優先交渉権者決定
令和8年9月14日（月）		優先交渉権者と交渉期限・契約締結

※スケジュールについては、宝塚市の都合により変更する場合があります。

11 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

12 選定方法

(1) 優先交渉権者の選定審査について

提出書類の審査、メタバース空間使用による審査（デモンストレーション）及び企画提案説明会（プレゼンテーション）による審査を行い、最も高い評価を得た提案事業者1者を優先交渉権者と決定し、詳細の協議を開始する。なお、協議が合意に至らなかった場合は次順位の提案事業者と協議に入るものとする。

優先交渉権者にならなかった提案事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に「2 (3) 提出先」へ説明を求めることができるものとする。

(2) デモンストレーション審査について

デモンストレーションは導入を前提としたシステムで実施し、最新の内容が反映されたメタバース空間で行うものとし、1者あたり50分程度（事前準備10分程度、デモ30分以内、質疑応答10分程度）とする。

詳細は、審査実施要領（別紙2の1）を参照すること。

(3) 提案説明会（プレゼンテーション）について

プレゼンテーションは、1者あたり30分程度（説明20分以内、質疑応答10分程度）とする。

詳細は、審査実施要領（別紙2の2）を参照すること。

プレゼンテーションの内容は契約時の仕様に含めるものとする。

(4) 審査基準について

審査は、内容点、実績点及び価格点を合計し、総合的に評価を行って選定するものとする。詳細は、提案審査基準（別紙1）を参照すること。

本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、評価点が満点の60%未満の場合には不採用とする。

13 結果の通知

審査結果は、書面及び電子メールにより通知する。

通知は、令和8年9月8日（火）を予定。

14 優先交渉権者決定後の取り扱い

宝塚市は、協議の整った者を優先交渉権者とし、協議結果の内容を本業務の仕様として採用する。

15 配付資料

(1) 配付資料一覧

提案募集要項

提案書等作成要領

調達仕様書

様式1	参加申請書
様式2	会社概要書
様式3	運営実績調書
様式4	質問書
様式5	価格見積書
様式6	提案提出書
様式7	事業実施スケジュール（任意様式でも可）
様式8	運用支援体制
様式9	業務要件兼回答書
別紙1	提案審査基準
別紙2の1	審査実施要領（デモンストレーション）
別紙2の2	審査実施要領（プレゼンテーション）

(2) 配付資料の変更

配付資料の一部について変更する場合は、配布した提案事業者全てに変更後の資料を再送付するものとする。

16 失格条項

本プロポーザルの提案事業者又は提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続の過程（本要項の配布開始日から、優先交渉権者と合意に達するまで）で、「3 応募資格」の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案事業者と提案内容について相談を行ったとき
- (8) プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- (9) 見積書の金額が、提案上限額を超過しているとき
- (10) 「様式 9 業務要件兼回答書」において、本市が必須と考える項目が一部でも実現できないと判断されるとき若しくは記載のないとき

17 その他

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 当選した提出書類に書かれた内容は本事業の契約の基本とする。
- (3) 当選した提出書類の内容は、宝塚市と当選事業者との協議のうえ変更することがある。
- (4) 提出書類は、宝塚市情報公開条例第 5 条に基づく公開請求等があった場合、原則公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とする。
- (5) 提出書類の作成のために宝塚市より受領した全ての資料は、宝塚市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (6) 提出書類は返還しないとともに、本事業以外の用途には提案事業者に無断で使用しない。
- (7) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。